

令和7年(2025年)5月 1日

⑧ 保護者 様

城陽市立寺田西小学校
校長 西 城 誠 一

令和7年度学校諸費の口座振替について(年度当初のお知らせ)

新緑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のことと存じます。

平素は、本校教育にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本年度学校諸費の口座振替につきまして、銀行振替日と振替金額等を下記のとおりお知らせいたします。
円滑に振替が完了しますよう、預金口座への入金をよろしくお願いいたします。

また、現金のやりとりに伴うトラブルを防ぐため、口座振替による徴収にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 指定金融機関 京都中央信用金庫 寺田支店

2 振替予定日	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	15日	10日	10日	10日	10日	10日	9日	16日	10日	6日
	(木)	(火)	(木)	(水)	(金)	(月)	(火)	(金)	(火)	(金)

- 3 振替金額について

(1) 給食費

1食あたり255円です。毎月4,800円を徴収し、3月に精算額を徴収します。

(2) 児童会費

児童会活動の費用として、5月に年額165円を徴収します。

(3) 学級費

学年・学級で購入する物品の費用として、月々50円を徴収し、年度末に精算します。

(5月は4・5月2ヶ月分100円になります。)

(4) 教材費

学年ごとに定額で徴収し、年度末に精算します。

(5) 臨時費

日本スポーツ振興センター掛金460円を年度最初の5月振替にて徴収します。

校外学習費の諸経費の見積額を校外学習実施前の振替日に徴収し、実施後精算します。

(6) 積立金

5・6年生のみ徴収します。5・6年生ともに毎月2,700円を徴収します。

5年生は林間学習後の精算額に応じ、調整額になる場合があります。

6年生は、修学旅行、アルバム代として徴収し、アルバム代を徴収終了時に
年度途中で精算します。

(7) その他

PTAより依頼を受けた方については、PTA会費及び協力金の引き落としを行います。

(PTA総会後の5月以降の予定と聞いております。)

- 4 備考

年度当初の4月および8月の振替はありません。

※就学援助を受けておられる方へ

就学援助を受けておられる方につきましては、城陽市から補助があるため、
給食費0円となります。なお、年度途中で認定が取り消された場合は、補助が
受けられなくなります。ご承知おきください。

- 5 振込不能の場合

上記の振替日に振替不能となった場合は、年度末を除き、再振替(毎月20日前後)を行います。
その場合は再振替日前日までに、口座へのご入金をお願いします。

万が一、残高不足で再度振替不能となった場合は、振替不能のお知らせをお渡ししますので現金で
納入ください。

なお、現金納入につきましては、保護者の方が学校までご持参いただきますようお願いします。

- 6 学校諸費の振替金額のお知らせについて

学校諸費の振替金額については、学校のホームページ内の「学校諸費のご案内」で
月初めにお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いします。